

▶ ごみ・リサイクル

問 廃棄物対策課 廃棄物対策係 TEL.782-0339

ごみの分け方・出し方(市内共通事項)

▶ ごみの出し方とマナー

- ・市では、古紙類などを除き、ごみは有料で収集・処理しています。家庭ごみは、ルールを守って正しく出してください。
- ・収集場所に出すときは、指定ごみ袋を使用してください。指定ごみ袋の販売価格には処理料金が含まれています。
- ・指定ごみ袋を使用する場合、重さは10kg以下にしてください。
- ・「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」や「家庭ごみ収集カレンダー」にしたがって、種類ごとに正しく分別してください。
- ・地域によって収集日が異なります。「家庭ごみ収集カレンダー」で収集日と収集内容を確認してください。
- ・収集時間は、当日の収集内容や収集量、天候や道路工事、収集ルートの変更などで、大幅に変更になることがあります。朝8時までに出してください。
- ・収集場所は、地域やごみの種類によって異なります。住んでいる地域の収集場所を確認して、正しく出してください。
- ・不用食器、古着・古布、廃天ぷら油を拠点施設に直接搬入した場合は、処理料金がかかりません(ごみとして出す場合は、指定ごみ袋に入れてください)。それぞれの出し方は、「家庭ごみ収集カレンダー」「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」をご覧ください。

▶ 違反シール

- ・ごみの分け方・出し方が守られていないごみには、「違反シール」を貼り収集しません。違反内容を確認・再度分別をし、「違反シール」をはがして次の収集日に出しなおすか、ごみ処理施設に直接搬入してください。

▶ 指定ごみ袋

- ・使用する指定ごみ袋は、塩沢・六日町地域用と、大和地域用の2種類があります。お住まいの地域内のスーパー、商店、コンビニエンスストアなど取扱店で購入してください。
- ・塩沢・六日町地域に住んでいる人は「南魚沼市(六日町・塩沢地域)・湯沢町」と記載された「指定ごみ袋」を使用してください。
- ・大和地域に住んでいる人は、「魚沼市・南魚沼市大和地域」と記載された「指定ごみ袋」を使用してください。
- ・塩沢・六日町地域と、大和地域では「指定ごみ袋」が異なります。地域以外の「指定ごみ袋」を使用した場合、収集しません。ご注意ください。

▶ 直接搬入

- ・「指定ごみ袋」で収集場所に出すほかに、処理施設に直接搬入することができます。塩沢地域・六日町地域に住んでいる人は「環境衛生センター」に、大和地域に住んでいる人は「エコプラント魚沼」に直接搬入してください。

広 告

美しい地球を未来へ。

 株式会社 雪国環境サービス

<https://www.yukiguni-cys.co.jp/>



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

当社は国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」に賛同し、持続可能な社会の実現に向けた積極的な取組みを行ってまいります。

▶ 収集対象外のごみ

・次のものは処理施設で処理できません。収集も直接搬入もできません。販売店か専門業者に処理を依頼してください。

▶ 処理困難物

自動車(部品含む)・バイク・廃タイヤ・バッテリー・ガスボンベ・消火器・耐火金庫・ピアノ・自動販売機・農機具・廃油・農薬・塗料・溶剤・土石類・建築廃材(鋼材・鉄筋・ブロック・レンガ・石膏ボードなど)・シャッター・ワイヤーロープ・コンクリート製品など
※販売店、専門業者に依頼してください

▶ 廃家電4品目

テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機は次のいずれかの方法で処理してください。

- ①買い換えの場合は、販売店に依頼する。
- ②廃棄する場合は、過去に購入した販売店に依頼する。
- ③販売店が引き取ってくれない場合は、廃家電収集運搬許可業者にお問い合わせください。[塩沢・六日町地域 クリーン産業(株)(TEL.782-4840)、大和地域(株) 大和環境(TEL.779-4633)]

▶ パソコン

- ①パソコンメーカーに回収の申込みをしてください。伝票が送付されてきますので、梱包して郵便局に持ち込むか、回収を依頼してください。
- ②リネットジャパンリサイクル(株)が行っている宅配回収が利用できます。詳細は、市または事業者のウェブサイトをご覧ください。
- ③販売店で取り扱っている場合がありますので、お問い合わせください。

ごみの分け方・出し方(塩沢・六日町地域)

▶ 指定ごみ袋

- ・指定ごみ袋は「もえるごみ袋」「不燃ごみ袋」「容器包装ごみ袋」の3種類です。ごみを種類ごとに分別して、それぞれの指定ごみ袋を使用してください。
- ・旧指定ごみ袋は、在庫がなくなるまで使用することができます。(旧指定ごみ袋には広域連合、広域事務組合などと記載されています。また、有害ごみ袋もあります)

▶ 分別の種類

▶ もえるごみ

生ごみ類、ラップ類、リサイクルできない紙類、プラスチックのおもちゃ、プラスチック製品、靴、カバン、CD、DVD、ビデオテープ、衣類、草花、枝葉、リサイクルできない容器包装類、紙おむつ(汚物を取り除く)、使い捨てカイロなど

▶ 缶

ジュース類・酒類・缶詰類・菓子類・五升缶・スプレー缶などの空き缶・缶のふた(中をゆすいで水を切る。スプレー缶は使い切って穴をあける)

▶ びん

ジュース類・酒類・調味料・薬の容器などの空きびん(栓やふたを取り除き、中をゆすいで水を切る)

▶ 有害ごみ

蛍光灯(直管形・円形・電球形)、割れた蛍光灯、乾電池、LED電球、水銀体温計、水銀血圧計など
(蛍光灯は購入時の包箱に入れても回収します。長い蛍光灯は、指定ごみ袋からはみ出し可。袋口をひもで固定してください)

広告

やさしい環境を
未来の子供たちのために。

NGC

新潟ガービッチ株式会社



解体工事・産業廃棄物の処理に関する
お問い合わせは下記まで
リサイクルセンター
新潟県南魚沼市新堀新田629-831番地
TEL 025-775-3771 FAX 025-775-3772
ホームページ garbage.co.jp

地球をきれいに 心もきれいに



南魚沼市指定委託 一般廃棄物収集運搬業務
有限会社 **きれいにする会社**

〒949-7103 新潟県南魚沼市大杉新田885-1
TEL 025-776-3601 FAX 025-776-3763



▶その他不燃ごみ

金属類（一斗缶、鍋、やかん、調理器具、傘、時計、鉄くずなど）、びんの王冠、小型家電製品（電気ストーブ、扇風機、電気ポット、炊飯器など）、陶磁器類（茶わん、皿、花瓶など）、包丁などの刃物、化粧品のびん、割れたびん、白熱電球、グローランプ、電気コードなど。（割れたびんやガラス、刃物などは新聞紙に包んでください）

▶ペットボトル

ジュース類、酒類、調味料などのペットボトル。♻️マークのあるものに限ります。（キャップとラベルは取り外し、中をゆすいで水を切って乾かす。汚れや臭いのあるものはリサイクルできないため「もえるごみ」に出してください）

▶その他のプラスチック容器包装類

商品が入っていたプラスチック製の容器や袋などが対象です。キャップ、ラベル、豆腐・飲料などの容器、カップめんの容器、白トレイ、惣菜・生鮮食品などのトレイ、お菓子・海苔の仕切りトレイ、お菓子の外装・個包装・インスタント食品の袋、野菜・果物のネット、レジ袋・日用品などの袋、歯ブラシなどのパック、発泡スチロールなど（汚れや臭いのあるものはリサイクルできないため「もえるごみ」に出してください）

▶古紙類

新聞紙、ダンボール、雑誌・雑紙、飲料用紙パック、米袋、シュレッド紙。種類ごとにひもで十字に縛ってください。なお、シュレッド紙は、任意の透明または半透明の袋に入れて出してください。指定ごみ袋は不要です。

▶粗大ごみ

長さ、大きさが60cmを超えるものや、重さが10kgを超えるものは、可燃ごみ処理施設、または不燃ごみ処理施設に直接搬入するか、廃棄物対策課に粗大ごみの収集予約（収集日の3日前まで）をしてください。

- ・可燃性粗大ごみ（布団、毛布、マットレス、タンス、机、ベッド、畳、ジュータン、木材、庭木など）
- ・不燃性粗大ごみ（電子レンジ、ガスレンジ、大型ストーブ、自転車、脚立、トタン、サッシ、スプリング入りマットレス、鏡台、一輪車、金属製机、ドラム缶など）

▶直接搬入の処理料金

処理施設にごみを直接搬入する場合は、重さを量って処理料金を計算します。（指定ごみ袋は必要ありません）

- ・破砕なしの場合、10kgごとに50円
- ・破砕ありの場合、10kgごとに100円
（別に処理料金が決められているものもあります）

広告

わが町の鉄くず屋さん

個人の方もお気軽に

銅・鉄・アルミ・非鉄金属全般・古紙
リサイクル資源回収

岡村リソース(株)

南魚沼市青木新田1045

TEL 025-772-2250(代)



広告

解体工事 産業廃棄物収集運搬 産業廃棄物処理のことなら



クラッシングセンター
株式会社

新潟県南魚沼市茗荷沢1472-1

TEL 025-779-3330
FAX 025-779-3348



ごみの分け方・出し方(大和地域)

▶ 指定ごみ袋と処理券

- ・指定ごみ袋は「燃やせるごみ指定袋」「燃やせないごみ指定袋」「容器包装品類用指定袋」「大型ごみ指定袋」の4種類です。ほかに「大型ごみ処理券」があります。ごみを種類ごとに分別して、それぞれの指定袋か処理券を使用してください。
- ・大型ごみはエコプラント魚沼に直接搬入するか、収集の予約をしてください。予約受付は収集日の5日前から前日午後5時までです。

▶ 分別の種類

▶ 燃やせるごみ

生ごみ類、50cmくらいまでの枝・葉、プラスチックのおもちゃ、プラスチック製品、靴、カバン、CD、DVD、ビデオテープ、衣類、草花、リサイクルできない容器包装類、紙おむつ(汚物を取り除く)、使い捨てカイロなど

▶ 燃やせないごみ

直径15cm以内のもので次のものに限定。
アルミ缶・スチール缶などの空き缶。一升ビン以下のビン。ガラス類、電球、陶器・焼き物、乾電池、縫い針・釣り針など(小さいものでも、表記以外は大型ごみになります)

▶ ペットボトル

ジュース類、酒類、調味料などのペットボトル。マークのあるものに限り。キャップとラベルは取り外し、中をゆすいで水を切って乾かす。汚れや臭いのあるものはリサイクルできないため「燃やせるごみ」に出してください

▶ 白トレイ

主に魚・肉・納豆・キノコ類に使われている白色容器

▶ その他のプラスチック容器包装類

商品が入っていたプラスチック製の容器や袋などが対象です。キャップ、ラベル、豆腐・飲料などの容器、カップめんなどの容器、惣菜・生鮮食品などのトレイ、お菓子・海苔の仕切りトレイ、お菓子の外装・個包装・インスタント食品の袋、野菜・果物のネット、レジ袋・日用品などの袋、歯ブラシなどのパック、発泡スチロールなど(汚れや臭いのあるものはリサイクルできないため「燃やせるごみ」に出してください)

▶ 大型ごみ(6号袋に入れるもの)

1品目の縦・横・高さのいずれかが15cm以上で30cm未満のもの。蛍光灯〔管〕、スキー、スノーボード、物干し竿、傘、敷物(2畳未満)、編み機、釜、ラジカセ、プリンター、コード類、針金ハンガー、鍋、スプレー缶、カセット式ガスボンベ(使い切って空にする。穴はあけない)、一斗缶、木の枝(直径10cm以下で長さ150cm以下のもの)、塩ビ管(長さ30cm以内に切断)など(蛍光灯〔管〕、スキー、スノーボードなど長いものは、6号袋からはみ出し可)。15kg程度まで。

▶ 大型ごみ(処理券を貼るもの)

6号袋に入らないもの。畳、カーペット、布団、こたつ、椅子、ファンヒーター、ストーブ、電子レンジ、ベッド、ミシン、机、テーブル、ソファ、ドラム缶など(品物の大きさで、料金が異なります。予約の際にご確認ください)

▶ 古紙類

①ダンボール②新聞紙③その他の紙類の種類ごとにひもでしばってください。(指定ごみ袋や新聞袋は使用しないでください)

▶ 直接搬入の処理料金

処理施設にごみを直接搬入する場合は、重さを量って処理料金を計算します(容器包装プラスチック類を除き、指定ごみ袋は必要ありません)

- ・燃やせるごみ・燃やせないごみ、10kgごとに35円
- ・大型ごみ、10kgごとに250円
- ・古紙類、無料

※容器包装プラスチックは、容器包装品類用指定袋に入れて搬入してください

各種補助制度

▶ ごみステーション施設整備費補助金制度

・ごみステーションの整備(新設、増設、増築、全改築)をする行政区に対して、市が整備費の一部を補助する制度です。(簡易な修繕などは対象外)詳しくは、お問い合わせください。

▶ 家庭用生ごみ処理機購入費補助金制度

・家庭用の生ごみ処理機(電気式、バイオ式、ハイブリット式)の購入費の一部を補助する制度です。(市内に住所がある人が対象)詳しくは、お問い合わせください。

▶ 資源物回収事業補助金制度

・廃棄物の資源化と減量化の推進、リサイクルに対する意識の向上を図るため、資源物回収事業を行う団体(小中学生)に、予算の範囲内で補助金を交付する制度です。詳しくは、お問い合わせください。

一斉清掃

・良好な生活環境を保持するために、行政区ごとに一斉清掃を実施しています。みなさんの協力をお願いします。

野焼きの禁止

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きは一部の例外を除き禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役や1,000万円以下の罰金などに処せられます。

野焼きは、煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障を及ぼしてしまふことがあります。

「近所で草木を燃やして煙たい」「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」「体調の悪い人がいるので困る」といった苦情が、住宅密集地などで特に多く寄せられています。



畑や庭から出た草木は極力次のように処理をし、近所の迷惑にならないようにお願いします。

- ・焼却せず、堆肥にするなど、なるべく土に還す。
- ・よく乾かして「もえるごみ」に出す。

不法投棄の禁止

・不法投棄(廃棄物をみだりに投棄すること)は法律で禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役や1,000万円以下の罰金などに処せられます。

▶ 環境・ペット

問 環境交通課 環境交通班 TEL.773-6666

油漏れ、水質異常

油漏れや河川などの水質異常に気づいたら、直ちにご連絡ください。

地下水採取に対する規制

条例により、市内全域で地下水の採取を規制しています。地域によって規制基準が異なります。井戸の設置やポンプの交換、洗浄をする場合は、許可が必要です。井戸の施工は、市の登録業者でなければできません。井戸の設置などは、環境交通課、または登録業者にご相談ください。

登録業者は市ウェブサイトを確認いただくか、電話などでお問い合わせください。

鳥獣保護・捕獲

鳥獣保護・捕獲・狩猟に関することは、環境交通課にお問い合わせください。

鳥獣による農作物被害に関することは、農林課にお問い合わせください。
農林課 TEL.773-6663

小動物の死骸(しがい)

私有地内で、飼い主のいない動物死骸を発見した場合は、可燃ごみ(燃やせるごみ)として処理してください。公道上の場合は、市で対応しますので、ご連絡ください。

防除機の貸出し(アメリカシロヒトリの防除など)

市で所有している防除機を、行政区に貸し出しています。

貸出しは予約制ですので、行政区で防除機を借りたい場合は、ご連絡ください。

ハチの駆除

市では、ハチの駆除は行っていません。民間の駆除業者に、直接お問い合わせください。

こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、幼児から高校生まで、誰でも参加できる環境活動のクラブです。子どもたちの興味や関心に基づき、自然観察・調査やリサイクル活動など、地域の中で身近にできる地球にやさしい活動を自由に取り組みます。(問合せは、環境交通課内こどもエコクラブ事務局まで)

光化学スモッグ

光化学スモッグ注意報・警報が発令されたときは、屋外では被害を受ける可能性が高くなりますので、なるべく外出を控えてください。また、自動車の排気ガスやばい煙が光化学スモッグの原因になりますので、不要・不急の自動車の使用は控えてください。



くらし

広告

安心・安全・信頼をモットーに

冷暖房空調設備

給排水衛生設備

上下水道工事

井戸・消雪工事

貯水槽清掃・設備保守点検



株式会社 **サドヤ**

南魚沼市六日町350-1 TEL.025-772-2353(代) FAX.025-772-4181

